

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】インフルエンザ予防接種の費用は会社が負担すべき？

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。

接客業など、業種によってはインフルエンザ予防接種を会社全体で行っておくべき場合もあると思います。そのような場合、インフルエンザ予防接種の費用は会社が負担しなければならないのでしょうか。

法律では、インフルエンザ予防接種の費用は会社が負担すべきか個人が負担すべきかの定めはありません。ですので、費用を負担するかどうかは会社の判断に委ねられます。

「スタッフがインフルエンザに感染して、お客様にご迷惑がかかるのはどうしても避けたい」などとお考えならば、福利厚生の一環として費用の負担を検討してもよいと思います。

実務的には、実施に当たっての注意点として

1. 対象者は、基本的に全スタッフとすること

上位職者のみを対象とするなどではなく、全スタッフを対象として希望者を募るようにしましょう。

2. 予防接種によりアレルギー反応が出るなど、体質的に受けることができない人がいることに注意すること

予防接種を受けることを強制とするのではなく、あくまで任意とすることです。

3. インフルエンザ予防接種について就業規則等で定めがあるならば、その内容を守らなければならないこと

就業規則で仮に「インフルエンザ予防接種の費用は会社が負担する」と定めているならば、その内容が会社とスタッフとの約束事になります。負担しないとするならば、就業規則の変更が必要です。